

9月12日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第44号および議案第45号の2議案について、9月16日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第44号 湖南省福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、2割負担の定めが追加されたことに伴い、県の条例改正が行われ、準則が示されて市の条例中の助成の範囲に関する事項等について、所要の改正を行うものとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

ひとり暮らし高齢寡婦の70歳以上の対象者の定義をわかりやすい表現にするため、70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に改正されますが、その日とは、誕生日のことなのか、誕生日の翌日のことなのかという質疑に対して、その日とは誕生日の翌日のことです。例えば7月31日が誕生日であれば、翌日が8月1日となり、初日であるその日の属する月は、8月ということになりますとの答弁でした。

議案第45号 湖南省老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第44号および議案第45号の2議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。